

(第一類 第十号)

第五十一回国会 通 委員会 議録 第十六号

昭和四十一年三月九日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長

古川 文吉君

理學 寿原 正一君

理學 關谷 勝利君

理學 田邊 國男君

理學 山田 鞠一君

理學 久保 三郎君

理學 肥田 次郎君

理學 矢尾壽三郎君

草野 一郎平君

高橋清一郎君

長谷川 嶽君

竹谷源太郎君

小沢 恵三君

山口文太郎君

内海 清君

運輸大臣 中村 寅太君

深草 克巳君

武夫君

為次君

坪井

運輸事務官

(自動車局長)

運輸事務官

(鉄道監督局長)

運輸事務官

(自動車局長)

運輸事務官

(自動車局長)</

六条第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号」を加える。

第三十四条中「十一人」を「十三人」に改める。

第三十五条第一項中「四人」を「五人」に改め、同

第二項第一号中「三人」を「四人」に改める。

第四十条中「責任保険」の下に「（原動機付自転車に係るもの）を除く。以下この節において同じ。」

第六十五条の二第一項及び第二項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（原動機付自転車に対する適用）

第二条 原動機付自転車については、改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新法」という。）第二

章、第三章第二節、第二十四条及び第七十八条第一項の規定は昭和四十一年七月三十一日まで、新法第五条、第八条、第九条の三（新法第十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第十

条の二第三項、第四章、第七十二条第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第八十五条の規定は同年九月三十日までは、適用しない。

（経過規定） 第三条 原動機付自転車に係る自動車保険の契約（被保険者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けたことあるべき損害をてん補することを目的とする保険契約をいう。）であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの（以下「旧契約」という。）の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任保険の契約（以下「責任保険契約」という。）が締結されたときは、旧契約を解除することができる。

2 前項の規定により旧契約が解除されたときは、旧契約の保険者は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならぬ。

3 旧契約の保険金額は、当該原動機付自転車に

つき責任保険契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとする。

4 旧契約の保険者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧契約の保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、第一項の規定により旧契約が解除されたときは、この限り

でない。

5 旧契約の保険者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧契約の保険金額は、第三項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

6 旧契約に係る原動機付自転車につき責任保険契約が締結された場合において、旧契約及び責任保険契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険契約による損害のてん補を行ない、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧契約によりてん補するものとする。

最近における原動機付自転車の保有両数及び事故の増大にかんがみ、被害者の保護を図るために、原動機付自転車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道改良促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

特に、昭和三十六年に制定されました踏切道改

良促進法に基づきまして、立体交差化、構造改良あるいは保安設備の整備を行なうべき踏切道を指定いたしまして、鋭意危険な踏切道の一掃及び交通事故の隘路の打開につとめてまいりました結果、踏切事故は年々減少する等、かなりの成果をあげる

ことができた次第であります。しかししながら、最近の自動車の増加傾向は著しく、この点を考慮いたしますとき、踏切道の現状はいまだ必ずしも満足すべき状態にあるとは申すことができません。

御承認のとおり、踏切道改良促進法は、改良すべき踏切道を指定することができる期限を昭和四十年度末としておりますが、今後さらに踏切事故の減少をはかるとともに、踏切道における交通の渋滞の解消を促進するためには、同法に基づき行なっておられます改良促進の措置を継続する必要があると考えます。

このような現状にかんがみまして、政府といたしましては、現在の踏切道改良促進の措置を延長するとともに、その対象を拡大するため、今回の改正案を提案いたした次第であります。

改正の第一点は、踏切道改良促進法により改良すべき踏切道を指定することができる期限を、さらに五カ年間延長しようとするものであります。

次に改正の第二点は、同法の施行されました昭和三十六年十一月以後に新設された踏切道につきましても、同法の規定により改良の指定を行なうことができることとするものであります。これによりまして、今後五カ年間に踏切道の整備は一応完了し、交通事故の防止と交通の円滑化に大いに寄与するものと見ております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げま

す。

最近における原動機付自転車の普及発達は、まことに目ざましいものがありまして、昭和三十九

年度末の車両数は六百七十二万両に達し、自動車の車両数に匹敵する盛況を呈しているのであります。しかしながら、このような車両数の増加は、この間における性能の改良とも相まって、原動機付自転車による人身事故の増大を招いており、昭和三十九年におきましては九万四千人の死傷者を出すという、きわめて憂慮すべき事態に立ち至つてゐるのであります。

自動車事故による被害者につきましては、すでに自動車損害賠償保障法によってこれを救済する方途を講じてゐるのですが、原動機付自転車の事故による被害者につきましても、かような事故の実態にかんがみまして、同様の措置を早急に講ずることが必要であります。

このような理由から、この法律案におきましては、自動車損害賠償保障法における自動車の定義の中に原動機付自転車を含ませることによりまして、無過失責任に近い損害賠償責任、責任保険への加入強制、ひき逃げ等の被害者に対する政府の保障事業など、自動車に適用される規定を、政府の再保険事業に関する規定を除き、原動機付自転車にも適用することといたしております。

また、責任保険の保険金額が改正された場合においては、従来は、そのときまでに契約を締結していた自動車と、保険金額変更後に契約を締結した自動車とが併存し、これがため被害者間に保険金額の不均衡を生じていたのであります。かかる事態の発生を防ぐために必要な措置を政令で定めることができることがあります。これが、この名増員する等所要の規定を新設することといたしておられます。

か、原動機付自転車を新たに責任保険の対象とすることに伴い、自動車損害賠償責任保険審議会に関係者の参加を求めるため、その委員の定数を二名増員する等所要の規定を新設することといたしておられます。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いたしあります。

○古川委員長 これにて説明聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○古川委員長 次に、昭和四十一年度運輸省及び日本国有鉄道関係の予算等について政府当局から説明を聽取いたします。中村運輸大臣。

○中村(寅)國務大臣 昭和四十一年度の運輸省関係の予算について御説明申し上げます。

初めに、予算の規模について申し上げます。

まず一般会計について申し上げますと、歳入予算総額は二十三億五千五百万一千円、歳出予算総額は、他省所管計上分六億八千四百二十三万二千円を含み一千百六十六億五千九百九十六万一千円でありまして、この歳出予算総額を前年度予算額と比較いたしますと、百四十五億三千六百五十三万六千円の増加となっており、約一四%の増加率を示しております。

この増加額の内訳を見ますと、行政費では七十億六千三百三十三万九千円、公共事業費では七十三億七千三百十九万七千円の増加となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、木船再保険特別会計の歳入歳出予算額は三億七千五百十一万五千円で、前年度に比較して約五千万円の減少となっております。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましては、加入対象車両数の増加と、新たに原動機付自転車を保障事業の対象にすること等によりまして、歳入歳出予算額を前年度予算額の約五割増に当たる九百五十六億三千五百二十二万四千円といたしております。

港湾整備特別会計の歳入歳出予算額は、新港湾整備五カ年計画の第二年度として港湾の整備を推進するため、前年度より約七十五億円を増額して、六百一十七億八千八百四十万八千円といたしております。

自動車検査登録特別会計の歳入歳出予算額は、

二十二億七千四百七十一万五千円で、前年度に比較して約四億九千万円の増加となつております。

このほか、昭和四十一年度財政投融资計画中には、当省関係分といたしまして、約三千九百二十億円が予定されております。

昭和四十一年度予算におきましては、当省は、経済、社会の発展に伴つて投資不足の弊害が目立つ交通関係社会資本の充実をはかり、国際収支の安定のため貿易外収支の改善と船舶、鉄道車両等の輸出の振興につとめることとしております。また、物価安定に資するため、生産性の低い運輸関係事業の近代化と基盤強化をはかり、さらに、交

通機関の基本的使命である交通安全対策を推進すること等に重点を置き、諸施策を積極的に推進する所存であります。

次に、日本国有鉄道予算について申し上げますと、昭和四十一年度の予算の編成にあたりましては、まず四十一年度におけるわが国経済の見通し及び国鉄輸送需要の動向並びに運賃改訂による增收を考慮して収入を見積もり、損益勘定において

勘定において収入支出予算四千四百三億円を、工事勘定において収入支出予算三千六百億円を計上いたしましたし、新長期計画の第二年度として引継ぎ大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送

に、人工衛星によります航法の開発に関する研究等を加えることとなります。

改正の第三点は、港湾技術研究所の所掌事務に、飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関する研究等を加えることとなります。

改正の第四点は、港湾審議会の所掌事務に、二年間に限り、港湾運送事業の合理化に関する重要事項の調査審議を加えることとなります。

改正の第五点は、航空交通管制の三分化の傾向に対処いたしまして、航空交通管制業務を的確かつ合理的に遂行するため、航空交通管制本部を廃止いたしまして、東京ほか二カ所に航空交通管制部を新設することといたします。

次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案部を新設することとございます。

次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

○古川委員長 次に、今国会に予定されております運輸省関係の政府提出法案について説明を聽取いたします。深草官房長。

○深草政府委員 第五十五回会提出予定法案の資料をお手元の第五十五回会提出予定法案の件数でござります。

いたしましたもの、または提出を予定いたしておられます法案の概要を御説明申し上げます。

昭和四十一年度予算においては、当省は、が、全体で八件でございまして、うち予算関係法案は四件でござります。左側の欄に※じるしがつけてございます。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案でございますが、この法律案は、すでに国会に提出いたしておりまして、衆議院の内閣委員会で御審議をございました。

この法律案の改正の第一点は、海運局の所掌事務となる予算船舶の航行安全に関する事務

を大臣官房、船員局及び海上保安庁の所掌に移すこととございます。

改正の第二点は、船舶技術研究所の所掌事務に、人工衛星によります航法の開発に関する研究等を加えることとなります。

改正の第三点は、港湾技術研究所の所掌事務に、飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関する研究等を加えることとなります。

改正の第四点は、港湾審議会の所掌事務に、二年間に限り、港湾運送事業の合理化に関する重要事項の調査審議を加えることとなります。

改正の第五点は、航空交通管制の三分化の傾向に対処いたしまして、航空交通管制業務を的確かつ合理的に遂行するため、航空交通管制本部を廃止いたしまして、東京ほか二カ所に航空交通管制部を新設することとございます。

次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

案部を新設することとございます。

次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

案部を新設することとございます。

次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

案部を新設することとございます。

次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

案部を新設することとございます。

次に、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案でございますが、この法律案もすでに国会に提出いたしております。踏み切り事故の防止をはかるため、昭和三十六年度以降、踏切道改良促進法に基づきまして、鋭意危険な踏切道の一掃及び交

通の陥路の打開につとめてまいりました結果、かなりの成果をあげることができましたが、現状はいまだ必ずしも満足のいく状態にあるとは申せませんので、今回、同法が改良すべき踏切道を指定することができる期限を昭和四十年度末としておりますのを改めまして、昭和四十五年度末まで踏切道の改良促進の措置を継続しようというものでございます。

まず、自動車損害賠償法の一部を改正する法律案でございますが、この法律案は、すでに国会に提出いたしております。踏み切り事故の防止をはかるため、昭和三十六年度以降、踏切道改良促進法に基づきまして、鋭意危険な踏切道の一掃及び交

通の陥路の打開につとめてまいりました結果、かなりの成果をあげることができましたが、現状はいまだ必ずしも満足のいく状態にあるとは申せませんので、今回、同法が改良すべき踏切道を指定することができる期限を昭和四十年度末としておりますのを改めまして、昭和四十五年度末まで踏切道の改良促進の措置を継続しようというものでございます。

次に、自動車損害賠償法の一部を改正する法律案は、自動車損害賠償法の規定のうち、政府の自動車損害賠償責任再保険事業にかかる規定を除いたものを原動機付自転車にも適用する等の改正内容とするものでございます。

次に、内航海運業法の一部を改正する法律案を自下検討中でございます。

次に、自動車損害賠償法の一部を改正する法律案は、小型船の造船技術の適正化を確保するため、小型船の製造または修繕を行なう事業につきまして登録制を実施するための措置をとらうといふものでございます。

次に、内航海運業法の一部を改正する法律案は、港湾運送事業法は、小型船の造船技術の適正化を確保するため、港湾運送事業の合理化をはかるため、港湾運送事業の合理化をはかるため、港湾運送事業の全部下請の禁止及び免許基準の改定を行なおうというものでございまして、自下小型船造船業法の措置をとらうといふものでございます。

次に、内航海運業法の一部を改正する法律案は、港湾運送事業法の一部を改正する法律案は、港湾運送事業の合理化をはかるため、港湾運送事業の全部下請の禁止及び免許基準の改定を行なおうというものでございまして、自下小型船造船業法の措置をとらうといふものでございます。

次に、内航海運業法の一部を改正する法律案は、自動車交通事業抵当法の一部を改正する法律案は、自動車ターミナル事業の健全な発達をはかるため、道路交通事業財團を設定することができる事業に、自動車ターミナル事業を加えようとする予定であります。

旧を強力に推進する所存であります。

次に、鉄道関係について申し上げます。

第一に、國鐵につきましては、新長期計画の二年度目として、大都市通勤輸送の改善、過密ダイヤの緩和並びに保安対策の強化をはかるために必要な経費として、四十一年度は財政融資一千八百五十億円を予定しております。なお、國鐵関係予算につきましては、後ほど別途御説明させていただましいと思います。

第二に、日本鉄道建設公団による鉄道新線の建設を推進するため、同公団に対し産業投資特別会計から政府出資三十五億円を計上し、財政融資として六十五億円を予定しております。さらに、同公団の経営の健全化をはかるため、公団が無償で貸し付ける鉄道施設に対する貸し付け料相当額の一部を補助するために必要な経費一億八千五百五十八万一千円と、同公団の発行する鉄道建設債券の金利と資金運用部資金等からの借入金利との差等を勘案して交付する補給金四億九千五百三十万四千円を計上しております。

第三に、大都市における地下高速鉄道網の整備を促進するため、建設所要資金として財政融資並びに地方債の起債のあつ旋四百九十九億円を予定するとともに、三十九年度並びに四十年度における地下鉄建設費の一部を補助するために必要な経費八億六百四十万円を計上しております。

第四に、大都市における輸送力の増強と保安対策の強化を図るため、日本開発銀行からの融資十五億円を予定しております。これによりまして、郊外私鉄の都心乗り入れ、階切道の立体交差化等を促進することとしております。

第五に、中小私鉄の助成に必要な経費として一億七百二十四万五千円を計上しております。これによりまして、地方住民のための防除雪設備の整備を促進しておられます。

次に、自動車関係について申し上げます。

第一に、日本自動車ターミナル株式会社に対する政府出資二億五千万円を計上し、前年度に引き続き、東京郊外におけるトラックターミナルの建設を推進して、都市の再開発、道路交通の円滑化並びに自動車輸送の合理化をはかることにいたしております。

第二に、離島バスの助成に必要な経費として五百六万四千円を計上しております。これによりまして、離島における交通機関として不可欠なバス路線のうち、適正な運営にもかかわらず欠損を生じた事業者に対し、老朽車両を代替するための費用の一部を補助することとしております。

第三に、自動車の激増に対処し、自動車の検査登録事務を円滑に処理するため、自動車検査登録特別会計において二十二億七千四百七十一万五千円を計上いたしまして、検査場十三ヵ所十六コースを整備するほか、検査登録要員を百五名増員して業務体制を強化することいたしました。

次に、航空関係について申し上げます。

第一に、日本航空株式会社に対する助成策として産業投資特別会計からの出資十五億円を計上いたしまして、激化する国際競争に備え、日本航空の国際航空路線を増強するとともに同社の資本構成の健全化を図ろうとするものであります。

第二に、新東京国際空港の建設のため必要な経費として、大蔵省所管予算に新東京国際空港公団に対する出資十億円と財政融資十五億円を計上いたしております。なお、このほかに公団の債務負担行為額十一億八千七十八万円を計上しております。

次に、航空関係について申し上げます。

第一に、日本航空株式会社に対する助成策とし

て、海上保安関係について申し上げます。

第一に、遠洋における海難に対処するため、大型巡視船と大型航空機による遠距離救助体制を確立するとともに、海上における安全の確保と治安の維持をはかるため、二千トン型一隻を含む巡視船艇十二隻の代替建造、YS-11型航空機一機の購入を行なうほか、航空基地を整備することとして十四億三千七十九万六千円、国庫債務負担行為額十四億三千七百十九万七千円を計上しております。

第二に、海上警察力の強化のため必要な経費として八千八百七十二万円を計上しております。これによりまして、悪質な海上犯罪の発生に対処して、海上警察力の効率化並びに国境警備体制の強化をはかることとしております。

第三に、航路標識の整備と航路標識業務用船の代替建造に必要な経費として十六億一千二百七十八万八千円を計上しております。これによりまして、港湾標識、障害標識、電波標識等の新設並びに改良改修を行なうとともに、老朽設標船の代替

備、名古屋はか二十二空港の改良工事等を行なう予定であります。

第四に、航空の安全強化に必要な経費として九億五千二百四十一万四千円を計上しております。これによりまして、前年度に引き続き、航空交通施設の整備等を行なうこととしてあります。

第五に、航空機乗員養成施設の整備拡充をはかるため、航空大学校に新たにYS-11型航空機二機を購入するほか、同校の教育用諸施設を整備するため二億九千七百十八万八千円、国庫債務負担行為額十一億八千七十八万円を計上しております。

第六に、農業気象業務の整備に必要な経費として八千四百三十八万四千円を計上しております。

第七に、遠洋気象業務の整備に必要な経費として八千五百四十七万六千円を計上しております。

第八に、海上保安関係で御説明いたしました巡視船艇の代替建造のうち二千トン型につきましては、遠洋気象業務にも役立たせるべく気象観測機器を積載できるようによいとしております。

第九に、電子航法評価試験体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十に、科学技術関係につきましては、電子航法評価試験体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十一に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十二に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十三に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十四に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十五に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十六に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十七に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な絏費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十八に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な絏費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第十九に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な絏費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第二十に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な絏費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第二十一に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な絏費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

第二十二に、海上警備体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な絏費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

建造を行なって浮標を能率的に設置することとなりしております。

次に、気象関係について申し上げます。

第一に、予報、通信及び観測施設の整備強化はかるため五億九千五百万円を計上しております。

第二に、これによりまして、高性能の電子計算機を導入して予報精度の向上をはかるほか、通信施設の整備と観測機の近代化をはかることとしたとしております。

第三に、これによりまして、農作物の被害を防止軽減することにつとめたいと考えております。

第四に、これによりまして、農業気象業務の対象地域を拡張して、天然現象による農作物の被害を防止軽減することにつとめたいと考えております。

第五に、これによりまして、農業気象業務の整備に必要な経費として八千四百三十八万四千円を計上しております。

第六に、これによりまして、農業気象業務の整備に必要な経費として八千五百四十七万六千円を計上しております。

第七に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第八に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第九に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十一に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十二に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十三に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十四に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十五に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十六に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十七に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十八に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第十九に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

第二十に、これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報情報を迅速に伝達するため釣路はか十四ヵ所の漁業用海岸局と気象庁本府との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

昭和四十一年度の予算の編成にあたりましては、まず、四十一年度におけるわが国経済の見通し及び国鉄輸送需要の動向並びに運賃改訂による增收を考慮して収入を見積るとともに、設備投資としては、新長期計画の第二年度として引き続き大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力増強並びに保安対策の強化に重点をおいて支出予算を組んだ次第であります。

以下、収入支出予算について、損益、資本及び工事の各勘定別に御説明申し上げます。収入と

まず、損益勘定について申し上げます。収入といたしましては、鉄道旅客輸送人員を六十九億九千三百万人、輸送人キロを一千八百三十八億人キロと想定いたしましたして、旅客収入を対前年度一千五百九十八億円増の五千九百四億円と見込みました、鉄道貨物輸送トン数を二億九百万トン、輸送トンキロを五百九十六億トンキロと想定いたしましたして、貨物収入を対前年度二百五十二億円増の二千三百三十五億円と見込んでおります。以上の旅客及び貨物収入のほかに、雑収入等を見込みまして、収入合計八千五百三十八億円を計上いたしております。

他方、支出といたしましては、経営費のうち人件費につきましては、四十一年度の昇給と期末手当、奨励手当四・一ヶ月分を見込みまして、二千九百八十八億円を計上いたしております。なお、給与の総額は、ほかの勘定の分を加えまして、三千四百九十九億円といたしております。物件費につきましては、節約に特段の努力を払わせることにいたしておりますが、おもなものといたしまして動力費五百三十三億円、修繕費一千百二十七億円等を見込んでおります。これらを合わせまして経営費総額は五千九百五十二億円となつております。以上の経営費のほかに、受託工事費四十億円、利子及債務取扱諸費八百四十三億円、減価償却費等資本勘定へ繰り入れ一千六百三億円、予備費百億円を見込みまして、支出合計八千五百三十八億円を計上いたしております。

次に、資本勘定について申し上げます。

収入といたしましては、さきほど申し上げました損益勘定からの受け入れ一千六百三億円に資産充當三十億円、資金運用部からの借り入れ金等一千八百五十億円、利用債、繰故債二百八十億円、特別債券六百五十億円を加えまして、収入合計四千四百十三億円を計上いたしております。

他方、支出といたしましては、このうち三千六百億円を工事勘定に繰り入れるほか、借り入れ金等の償還に七百十九億円、日本鉄道建設公団等への出資に九十四億円を予定いたしております。

最後に、工事勘定について申し上げます。

昭和四十一年度は、新長期計画に基づいて、大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力の増強並びに保安対策の強化に重点を置き、通勤輸送の混雑緩和、主要幹線の複線化、電化、電車化、ディーゼル化、さらに踏切及び保安施設の改善等をはかるために三千六百億円を計上いたしております。

以下、工事勘定の内容について御説明申し上げます。

まず、通勤輸送対策につきましては、東京付近五百五十六億円、大阪付近百二十五億円、電車増備六百十六両、百三十億円、計八百十一億円を計上し、輸送需要の増大に対処するとともに、混雑緩和をはかることにいたしました。

次に、幹線輸送力増強につきましては、前年度より三百五億円増額いたしまして一千三百八十四億円を計上し、函館、室蘭、東北、常磐、羽越、奥羽、上信越、中央、北陸、山陽及び鹿児島本線等輸送能力の限界近くまで利用されている諸幹線の輸送力の増強をはかり、これらの線区における輸送の障害をできるだけすみやかに解消することにいたしました。

次に、電化・電車化、ディーゼル化につきましては、工事費百三十六億円を計上し、現在工事中の東北、常磐、信越、中央及び日豊本線等の電化を促進いたしますとともに、既電化区間の電車化を積極的に行ない、また、非電化区間につきましてはディーゼル化を促進することによつて輸送力をいたしました。

の増強をはかるとともに、サービスの改善と経営の合理化に資することにいたしました。

次に、諸施設の取りかえ及び改良につきましては、五百十一億円を計上し、緊急に整備を要する踏切及び信号保安施設の大規模な改良を初めとして、諸施設の取りかえ及び改良をはかることについたしました。

次に、車両関係につきましては、車両費五百八十億円を計上し、前記工事の完成に見合う輸送力の増強をはかることにいたしました。

以上のほかに、総務費百七八億円を加えまして、支出合計三千六百億円を計上いたしております。これらに要する財源といつましては、資本十億円を計上し、予定から受け入れます三千六百億円を充てることにいたしました。

以上御説明申し上げました日本国有鉄道の予算につきましては、予定されました収入をあげ、予定された工事計画を完遂するために特段の努力が必要であると考えられますので、公共企業体としていま一そとの経営合理化をはかり、もつてわが国経済の発展に資するよう指導監督してまいりました。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上、昭和四十一年度日本国有鉄道の予算につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。